

## 「裁判員にならない自由はないのか」

担当：高橋、高元、町田（2009．11．09）

「それでも裁判員、やりますか」（井上薫 集英社 2009）

井上薫（いのうえ かおる）

1954年東京都生まれ。東京大学理学部化学科卒・同修士課程修了。  
司法試験合格後、判事補を経て96年判事任官、06年退官し、07年に弁護士登録。  
司法行政の裁判干渉に抵抗し、裁判官の独立を守る活動を続けている。主著に『司法のしやべりすぎ』など。

### 裁判員制度は憲法違反の制度ではないのか

裁判員制度では、いったん裁判員に選ばれたら基本的に裁判に参加しなければならず、よほどの理由がない限り辞退は許されない。「一定のやむを得ない理由があって、裁判員の職務を行うことや裁判所に行くことが困難な人」は辞退することができることとされており、そのやむを得ない理由とは、「重い病気やけが・親族同居人の介護・仕事で自分が処理しないと重大な損害が出る場合・父母の葬式の出席」などである。このように事実上裁判員を辞退する事例は限られていて、単に裁判をやりたくなかったり、信条からやりたくなかったり、などの理由で裁判員を拒否することはできない。そのうえ正当な理由がなく裁判を欠席すると、10万円の過料を受ける可能性がある。

このように国が作った法律のせいで、国民の自由が大きく拘束されてしまっている。裁判員にならない自由がないこの制度は憲法違反ではないのだろうか。

### <筆者の見解>

筆者は、国民に裁判員にならない自由がないのはおかしいと考え、裁判員制度は憲法上の問題点を含んでいる、と主張している。

その理由として、日本国憲法では、国民の義務として「教育を受けさせる義務」「勤労の義務」「納税の義務」の3つを規定していることを挙げている。日本にはこの3つの義務がある、逆に言えばこの3つの義務を果たしていれば日本国民の義務を果たしていることになり、普通の社会生活を送ることが保障されている。例えば、負債を抱えていてそれを返済しなければならない責任を負っている場合などを除けば、日本は人から何か頼まれごとをしても国民自身が判断して断ることができる自由主義の社会である。国民の義務を増やすための憲法改正も行われていないのだから、いくら「裁判員が義務」だといわれても、本来は断れるはず。なのにそれが許されない。まるで憲法が改正されて新たな義務が規定

されたのに等しいことが今、裁判の世界で現実に行われようとしている。

つまり、裁判員制度では、裁判員になって裁判に出席することは国民の絶対の義務となってしまうっていて、憲法に課されている国民の義務以上のことが強制されているので、この制度自体が憲法違反の制度だと述べている。

### <まとめ～自分の意見>

私は、筆者とほぼ同じ意見で裁判員制度は憲法に違反しているものだと考える。国民の負わされる3つの義務以外のことが強制されているので、それに反しているのはもちろんのことだが、憲法18条の「犯罪による処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない」という規定にも反すると考える。人によっては、自分の一票で他人の人生を決めてしまわなければならないのはとても辛いことだから、絶対裁判に参加したくないという人もいるであろう。死刑ではなくても懲役刑でも、他人のその後の人生を変えてしまうものなので、そのような理由から裁判をしたくない人にとっては裁判員というものは「自分の意思に反する苦役」と同等のものではないのだろうか。そのような責任を負うのは自分の意思で人を裁くという道に進んだ専門的な裁判官がすべきであって、司法になじみをもってもらうため・国民感情を司法に取り入れるため、といった理由で人を裁きたくない一般国民を裁判に参加させることを強制させるのはおかしいのではないか。国民は自分の自由を全て国に預けたわけではなく、個人として自立した分の自由は保障されて、その自由をもって生活している。その自由が、国が作った制度に大きく侵害されているのはおかしいと思う。ましてや憲法は国民の自由を守るものであり、それが改正されていないにもかかわらず、国民の自由を大きく侵害するような制度は作るべきではないと考える。

しかし、他にも国から半分強制されているような義務は多数あると思うので（引越しをしたら14日以内に役所に届出をしないと過料に処されるなど…住民基本台帳法45条）裁判員制度だけを批判する理由としてこれを頑なに主張するのもおかしいのかな、とも考える。けれども、やはり裁判員制度自体は違憲の可能性を帯びたものであるのはかわらないので、裁判に絶対関わりたくないという人には裁判員にならない自由を認めるべきだ、と考える。

### \*参考 住民基本台帳法

45条 正当な理由がなく第22条から第25条までの規定による届出をしない者は、5千円以下の過料に処する。

22条 転入（あらたに市町村の区域内に住所を定めることをいい、出生による場合を除く。以下この条において同じ。）をした者は、転入をした日から14日以内に、次に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。

井上薫 (いのうえ かおる)

1954年東京都生まれ。東京大学理学部化学科卒・同修士課程修了。  
司法試験合格後、判事補を経て96年判事任官、06年退官し、07年に弁護士登録。  
司法行政の裁判干渉に抵抗し、裁判官の独立を守る活動を続けている。主著に『司法のしやべりすぎ』など。

### 裁判員にならない自由を認めるべきか

著者は、裁判員の辞退不可能を批判する理由のひとつに、裁判員の守秘義務が課されることを挙げている。以下、裁判員の守秘義務について説明する。

#### <守秘義務とは>

裁判員は、評議の秘密その他の職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。これに反すると六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処せられる。(裁判員法79条)

#### <守秘義務の対象>

##### 評議の秘密

- ・評議の経過(どのような過程を経て結論を得たか)
- ・評議の参加者の意見(裁判員・裁判官がどのような意見を述べたか)
- ・各意見の支持者・不支持者の数、評決の人数比

##### 評議以外の、職務上知った秘密

- ・記録から知りえた事件関係者のプライバシーに関する事項
- ・裁判員の名前

#### <守秘義務の趣旨>

- ・裁判の公正さ・信頼性の確保
- ・評議における自由な発言の担保
- ・裁判員の保護

以上が、最高裁判所が公式に発表している守秘義務の内容である。特筆すべきは、裁判所は守秘義務を裁判員保護のための規定だと認識している点である。裁判所いわく「評議の秘密を守ることが、プライバシーの保護や報復(いわゆるお礼参り)を防ぎ、裁判員の身体の保護につながる」というのである。

それに対して、著者の井上薫は守秘義務の孕む問題点を指摘している。

そのひとつは、守秘義務は、裁判員としての職務を果たしてから死ぬまで一生続くことが容易に想像されるが、裁判員制度はそもそも辞退の自由が認められない制度であるのに、その参加者にこうした重責を強いることが許されてよいのかという問題である。また、裁判所が最終的に下した判決について、関わった裁判員が自分の観点から批判を加え、公言することができない点にも疑問を呈している。つまり、人を勝手に辞退できない制度に巻き込んで、刑罰付きの義務まで負わせるなんてあんまりだろう！という意見である。

ふたつめに、守秘義務につき、裁判官と裁判員の間に不公平があるという問題がある。裁判員の守秘義務は裁判員法において明文化されているのに対して、裁判官の守秘義務は明文化されていない。とはいえ、裁判官が職務上知りえた秘密を漏らさないということは、慣習として根付いてきたこともまた事実である。ところが、平成19年のこと、袴田事件で第一審を担当した某裁判官が「自分は無罪の心証を持っていたが、評決で負けて心ならずも死刑判決を書いたとマスコミに告白するという事態が発生した。望んでその職務についた裁判官が守秘義務を負うことなく、裁判員にのみ明文化された守秘義務を負わせることはなんとも不公平ではないかと著者は主張しているのだが、それは前述の裁判官に対するお咎めがなかったことで、裁判官の守秘義務の不存在が確定的になったことを受けたものである。

なお、著者の意見は、いずれも「裁判員に辞退の自由はない」ということを前提としているが、これは裁判所が公式に発表している資料からも明らかである。また、著者は全編通して「国民が望まないにも関わらず、行政主導で国民に多大な負担を強いるような制度を創設すること自体が、国民主権に反しておこがましいことである」といったスタンスを貫いており、守秘義務はその「多大な負担」の一例であることに留意されたい。

#### <まとめ>

以上を踏まえて、私はそもそも裁判員にならない自由が必要なのだろうかという疑問を抱くに至った。確かに、多大な義務を強いる制度だからこそ、辞退の自由が必要であるとの著者の意見にも一理ある。しかし、私自身は裁判員制度を辞退する自由を認めるべきではないと考えるに至った。というのも、裁判員制度が実際に施行された今、私は裁判員制度を「司法制度改革の目玉」というより「国民の主体性・責任感を育成する場」として捉えるべきだと考えているからである。

常々私は、もう少し各々が政治や法律に関心を持って、気軽に議論できる雰囲気になれば、もっと社会全体が活性化するのではないかと考えてきた。幸い、裁判員制度が実質的に司法に与える影響は少ないと予想される。司法という側面からは離れてしまうが、強制的に裁判員を経験させることが、個々人が日本社会や国民の主権というものについて再考するいい機会となることに期待し、私は裁判員にならない自由は認めなくてよいと考える。

大城 聡（第四章筆者）

1974 年生まれ。弁護士。2001 年東京都議会議員選挙に民主党公認で出馬。一般財団法人「裁判員ネット」代表理事。

#### <良心的裁判員拒否 人を裁くことを拒む自由 >

最高裁判所が 2008 年 4 月 1 日に発表した「裁判員制度に関する意識調査」では、裁判員参加時の心配及び支障について、「判決で被告人の運命が決まる責任を重く感じる」と回答した人が全体の 75.5%に上った。しかし、人を裁きたくないことを理由に裁判員になることを拒むことができるかどうかについては、裁判員法に明確な規定はない。

#### <辞退自由の中に潜む良心的裁判員拒否 >

裁判員法第 16 条の裁判員辞退事由に「その他政令で定めるやむをえない事由」というものがある。そして政令には「前号に掲げるもののほか、裁判員の職務を行い、又は裁判員候補者として法第 27 条第 1 項に規定する裁判員党選任手続きの期日に出頭することにより、自己又は第三者に身体上、精神上又は経済上の重大な不利益が生ずると認めるに足りる相当の理由があること」と規定されている。

ではどのような場合がこれに相当するのであろうか。法務省は「宗教上の教義の核心部分として『絶対に人が人を裁いてはならない、神のみが人を裁くことができる』とされている宗教の信者であり、その方にとって裁判員として職務を行うことがその教義に反する行為をすることになり、自らの信仰と両立しえない場合で、裁判員の職務を行うことが精神的な矛盾や葛藤を生じさせることになるため裁判員の職務を行うことが困難になる場合には上記政令の「精神上...の重大な不利益が生ずる」場合に該当するとして、辞退が認められ得ると考えます」としていた。

#### <筆者の見解 >

上記政令における法務省の解釈は極めて限定的である。良心的裁判員拒否が法律に明記されず政令に追いやられ、なおかつ極めて限定的に解釈されているのは、思想良心による拒否を認めると、国民の参加が得られず裁判員制度そのものが成り立たないと危惧されるからである。そして、このような危惧が存在するのは、一重に裁判員制度が国民的議論のないままに制定された制度だからである。国民に対する信頼がないために良心的裁判員拒否の可能性は限定された形になっているのではないか。

しかし裁判員候補者となった者が真剣に人を裁くということを熟考した結果、人を裁くことはできないと思った場合、その人が裁判員になることを拒むことは正当に認められなければならない。裁判員制度への国民の責任ある参加と良心的裁判員拒否は両立するもの

である。なぜなら、人を裁くことの重みを感じるという点で、裁判員制度への責任ある参加と良心的裁判員拒否とは共通するからである。人を裁くことの重みを感じる一枚のコインとすると、責任ある参加と良心的裁判員拒否とはコインの裏表の関係である。

実際のところ良心的裁判員拒否を安易な言い訳として使う人はごく少数であると予想する。仮にそのような人が多いようならば、そのような基盤で裁判員制度を運用することは危険であり、裁判員制度の導入は時期尚早と言えよう。

#### < 筆者の提案 >

裁判員になった人だけが負担を負うことにならないために、裁判員を拒否した人には、犯罪者更生施設や犯罪被害者支援団体など、刑事司法分野でのボランティアや寄付を義務付けることも検討するべきである。裁判だけにとどまらず犯罪者の更生や被害者支援など幅広い意味での刑事司法の問題について国民の理解が深まる契機になるだろう。

**良心的裁判員拒否を認める場合、その代替としてボランティアや寄付を義務付けるべきか。**

#### < 私の意見 >

本書の内容には概ね賛成である。良心的裁判員拒否は認められるべきである。他人の人生に重大な影響を与える裁判員としての活動は、誰にとっても精神的に負担が大きいであろう。国民一人一人が裁判員として被告人の有罪無罪、量刑を決めるという行為について熟考し、その結果、自分には精神的に負担が大きすぎる、そんな大それたことはできないと思うに至った場合は、当然に拒否できるようにするべきである。

代替としてのボランティアや寄付の義務付けは、一見裁判員に選ばれた人と、拒否した人との負担の不均衡を是正するのに有用な方法であり、また、安易な良心的裁判員拒否を抑制する効果があるのではないかと思うので、是非とも導入するべきと考えていた。しかし、よくよく考えると、他の辞退事由で辞退した場合はそのような義務は課されないにもかかわらず、良心的裁判員拒否をした者にのみそのような義務が課されるとすれば、そのような制度の根底にはやはり良心的裁判員拒否がある種の我儘ととらえる思想が潜んでいるように思え、筆者の良心を尊重すべきとする論調に矛盾するのではないかと思えてきた。思想良心を尊重するのであれば、他の辞退事由と同様に代替義務を負わせるべきではないのだろうか。

#### 参考：アメリカ陪審員制度の場合

宗教的・主義的な理由から免除を受けることもできる（宗教的信条により宣誓及び陪審の職務が禁じられているエホバの証人など）。また、宗教的又は道徳的な理由から他人に対する裁判に参加することは間違いであるとの信条を持っている人も、免除を受けることができる。（Wikipedia:陪審員の選任 2009/11/1 閲覧）

< 議論の後の感想 >

個人的に裁判員にならない自由がないのはおかしいと考えていて、家族等に聞いてもその意見が多く、国民の大多数がそうなのかなと思っていた。

しかし先生が予想した通り、ゼミでは裁判員にならない自由はいらぬという主張が多かった。もし裁判員制度がまだ作られていないのなら、その自由を認めてもよい、という主張もあるように感じられた。大多数は、もうすでに裁判員制度を施行しているので、本来の目的を達成するためには全国民が拒否することは認められないという意見だった。その理由としては、拒否する人、つまり人を裁くのに慎重な人が裁判に参加しないということになると、国民の感情をきちんと裁判に反映できなくなるからというものであった。少数者の意見のみを司法に反映させるのでは裁判員制度をやる意味がないから、というものであった。

これは法学部特有の意見だと私は考えるので、その他の学生や、友達とも議論してみたいと思った。